シカ被害対策推進協定書

安芸高田市長 浜田　一義（以下「甲」という。）と、安芸高田市有害鳥獣捕獲班連絡協議会長　沖田　英男（以下「乙」という。）広島北部森林管理署長　多田　弘之（以下「丙」という。）は、安芸高田市におけるシカ被害軽減対策（以下「シカ被害対策」という。）に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条　安芸高田市におけるシカ被害対策推進のために、甲、乙及び丙は対等の立場で、それぞれの責務を果たすとともに、協力体制を構築することにより、農林業被害及び森林生態系被害の防止を促進する。

（捕獲方法及び対象区域）

第2条　この協定によるシカ被害対策の捕獲方法及び対象区域は以下のとおりとする。

捕獲方法は「小林式わな及び四国森林管理局森林技術・支援センターが開発した囲いわな」（以下「わな等」という。）とし、区域については安芸高田市内の国有林及び民有林とする。

（責務）

第3条　第1条に規定する責務は以下のとおりとする。

一　甲は、シカ被害対策の実施に当たり、必要に応じて、乙及び丙に民有林に係るシカ被害関連情報を、丙は甲及び乙に、国有林に係るシカ被害関連情報を、それぞれ提供する。

二　丙は、シカ被害対策に必要なわな等の設置箇所の提供、及びわな等を甲に無償貸与する。

三　甲は、シカ被害対策に係る法的及び行政的手続を、乙は、わな等の設置、管理（簡易な補修を含む）、巡視、給餌、捕獲、処理を行う。

四　乙は、わな等の設置に当たり、国有林内の土地の形質の変更、及び立木等の損傷は行わない。

五　乙は、国有林及び民有林内での捕獲について、別紙1の「シカ被害対策推進協定による捕獲報告書」により甲及び丙に報告を行う。

六　甲、乙及び丙は、シカ捕獲に関する情報交換を緊密に行い、必要に応じて、丙は捕獲の実施に係る安全確保等のための指導を甲及び乙へ行う。

七　乙は、入林、巡視結果等を森林官へ速やかに報告する。

（わな等の貸与等）

第4条　本協定に基づくわな等の貸与について、甲、乙及び丙で設置場所等を協議（設置場所の変更を含む）のうえ貸与する。なお、わな等の貸与に当たり、甲は、別紙2の「借用書」を丙へ提出し、丙は、甲からの「借用書」を受理後、別紙3の「貸付物品承諾書」を甲に交付するものとする。

（国有林への入林手続き等）
第5条　本協定に基づく国有林内への入林については、入林届の提出を必要としない。

（シカの捕獲及び処理）
第6条　シカの捕獲及び処理については、乙の責任において、安全かつ適正に処理するものとする。なお、捕獲したシカについては、食肉材料等、資源としての有効活用に努めるものとする。

（安全の確保及び責任体制）
第7条　外部等からの入林者及び国有林内での作業者等の安全確保のために、丙は、甲及び乙へ入林禁止箇所等の情報を提供するものとする。
2　乙は、シカ被害対策の実施において、注意標識の設置等必要な施策を講ずるとともに、事故の未然防止について捕獲従事者を指導する。なお、止め刺し等に銃器を使用する場合は、事前に丙の指示を受けるものとし、看板等を設置するなど、安全対策を図るものとする。
3　乙は、シカ被害対策の実施に当たって、万一事故等が発生しても甲及び丙の責に帰さないものとする。

（協定の解除）
第8条　対象区域におけるシカ被害対策の理由が消滅したと認める時は、3者協議の上、本協定を解除できるものとする。

（協定の期間）
第9条　本協定の有効期間は、令和元10月24日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定に基づくシカ被害対策は有害鳥獣捕獲期間とする。
2　甲、乙、丙が本協定の変更等に関し、特段の意思表示をしない場合には、本協定は毎年更新（4月1日から翌年3月31日）されるものとする。

（その他）
第10条　本協定の内容に変更が生じた場合及び本協定に定められていない事項については、その都度甲、乙及び丙で協議の上決定するものとする。

以上、本協定の証として、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　安芸高田市長　浜田　一義　印

乙　安芸高田市有害鳥獣捕獲班連絡協議会長
沖田　英男　印

丙　広島北部森林管理署長　多田　弘之　印